目次

0		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc	0	0	\bigcirc	す	\bigcirc		\bigcirc	定	\bigcirc	第	\circ		並	0
厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)(第十一)	(平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号)(抄)(第十)	指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	(第九)30	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号)(抄)	(第八)27	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)(抄)	厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)(抄)(第七)	厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)(抄)(第六)	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)(抄)(第五)1	するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)(抄)(第四)	障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保	(平成十五年厚生省告示第三百四十三号)(抄)(第三)	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件	定める件(平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号)(抄)(第三) 4	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を	界一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十一年厚生省令第十号)(抄)(第二)	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令	(第一)	业びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)(抄)	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ

0

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、 四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十 (昭和六十二年厚生省告示第

二百三号

第十四号イ、 六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業 第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第 社会福祉士介護福 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び 祉 士養成施設指定規則第三条第一 改 号ヲ及び第五条

正

案

1 第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、社会 定める施設又は事業は、 社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年/文部科学省/厚 働省/令第二号。 生労働省/令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に 福祉士介護福祉士学校指定規則 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び 次に掲げる施設又は事業とする。 (平成二十年/文部科学省/厚生労 (昭和六十二年厚生省令

1

児相談支援事業 相談所、 児入所施設、 家庭支援センター、 児童福祉法 乳児院、 情緒障害児短期治療施設、 院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童 指定医療機関、 障害児通所支援事業及び障害 児童自立支援施設、 児童

一 ~ 十 五 (略

十六 業のうち療養介護 福祉ホー (平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 ム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事 生活介護、 短期入所、 重度障害者等包括支援

> 六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業 第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第 第十四号イ、 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び 一号ヲ及び第五

現

行

、傍線部分は改正部分、

生労働省/令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に 社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年/文部科学省 働省/令第二号。 第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、社会 定める施設又は事業は、 福祉士介護福祉士学校指定規則 相談所、 施設、 援センター、 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 児童福祉法 情緒障害児短期治療施設、 乳児院、 指定医療機関 (昭和二十二年法律第百六十四号) に規定する児 以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び 母子生活支援施設、 次に掲げる施設又は事業とする。 障害児通所支援事業及び障害児相談 (平成二十年/文部科学省/厚生労 児童自立支援施設、 児童養護施設、 (昭和六十二年厚生省令 児童家庭支 障害児入所 厚

一 ~ 士 五 (略)

支援事業

十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 業のうち療養介護、 福祉 (平成十七年法律第百二十三号) に規定する障害者支援施設 ホー ム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事 生活介護、 短期入所、 重度障害者等包括支援

う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行

十七・十八(略)

一 (略) 規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに

二 児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設、

指定医療機関及

障害児通所支援事業

同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共

事業

十七・十八 (略)

一 (略) 規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに

一 児童福祉法に規定する障害児入所施設、指定医療機関及び障害

児通所支援事業

- 2 -

○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定め る省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十年厚生省告示第十号)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
一一二(略)	一〜三 (略)
四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児	四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児
通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うもの	通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うもの
に限る。)を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、	に限る。)を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、
児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、	児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自
児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者	立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対し
に対してサービスを提供するものに限る。)	てサービスを提供するものに限る。)
五~十三 (略)	五~十三 (略)
十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害	に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害
者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生	者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続
活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談	支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若
支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は	しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支
福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するもの	援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービス
に限る。)	を提供するものに限る。)
十五(略)	十五 (略)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の 額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号)

	(传彩音夕に改回音夕)
改正案	現行
第一条 (略)	第一条 (略)
第二条 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主が次の各号のい	第二条 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主が次の各号のい
ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については	ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については
、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。	、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。
一(略)	一 (略)
二 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主であって、かつ、	二 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主であって、かつ、
事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二条第一項第一	事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二条第一項第一
号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。	号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。
)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二
条に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者	条に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者
等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入	等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入
所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十三項	するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十四項
に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支	に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支
援(機構が別に定めるものを除く。)を利用している精神障害者	援(機構が別に定めるものを除く。)を利用している精神障害者
及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機	及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機
構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇い入れる場合	構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇い入れる場合
第三条・第四条(略)	第三条・第四条(略)

(正部分)

(平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号)

第 則」という。)第二十二条の三第 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 成金(以下「助成金」という。 障 害者 0 雇 用の促進等に関する法律施行規則 改)の額は、 正 項に規定する障害者能・ 次の各号に掲げる助成金 案 (以下 力開 施 発助 行 規 第 成金 則」という。) 条 (以下「助成金」という。 障害者の 第二十二条の三第一 雇用の 促進等に関 現)の額は、 する法律施行規則 項に規定する障害者能 行 、次の各号に掲げる助成金規定する障害者能力開発助律施行規則(以下「施行規 傍 線 部 分は改一

(略

して支給する助成金 施行規則第二十二条の三第一 次に掲げる額の合計 項第二号に該当する事業主等に対

条第 月につき十六万円を超えるときは、十六万円)に当該障害者能 営費用額」という。 十四項に規定する就労継続支援 二十三号) 社会生活を総合的に支援するための法律 るものに限る。 主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定め 害者等」という。)のうち社会福祉法(昭和二十六年法律第四 力開発訓練を受講する障害者 講する障害者 十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設)を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に 事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開 以下同じ。 項第一号イに規定する重度障害者等(以下単に 第五条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第 (施行規則第十八条第一項に規定する障害者をい)の総数で除して得た額)に入所しているもの、)に四分の三を乗じて得た額(その (雇入れに係る施行規則第二十二 (機構が別に定めるもの 障害者の日常生活及び (平成十七年法律第百 (以下「一人当たり運 「重度障 を除く 額が 発 訓 練

の区分に応じ、 して支給する助成金 う。 施行規則第二十二条の三第一 条第一項第一号イに規定する重度障害者等(以下単に 講する障害者 十五項に規定する就労継続支援 社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 るものに限る。 主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定め 十五号) 害者等」という。)のうち社会福祉法 力開発訓練を受講する障害者(雇入れに係る施行規則第二十二 月につき十六万円を超えるときは、十六万円)に当該障害者能 営費用額」という。)に四分の三を乗じて得た額(その額が \mathcal{O} 二十三号))事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能 以下同じ。 (略) 第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設 それぞれ当該各号に定める額とする。 第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第)の総数で除して得た額 (施行規則第十八条第一項に規定する障害者を)に入所しているもの、 次に掲げる額の合計 項第二号に該当する事業主等に対 (機構が別に定めるものを除く (昭和二十六年法律第四 障害者の日常生活及び (以下「一人当たり運 力開 「重度障 練 発 を受え訓練

を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に

困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「

口 (略)

四~八 (略)

(略)

第二条~第四条

特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額

口

四~八 (略)

特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額 困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「

略)

第二条~第四条 略)

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な 実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点――福祉施設の入所者の地域生活への移行	設定することが適当である。	標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を	サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目	った課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉	障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援とい	生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域 第	(略)	4 (略)		は病院への入院をいう。) から地域生活への移行を進める。	立支援訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又	助を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自	地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援	推進	3 グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の	1・2 (略)	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	(略)	的事項	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本 第	改 正 案
地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点一 福祉施設の入所者の地域生活への移行	設定することが適当である。	標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を	サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目	った課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉	障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援とい	生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域	三(略)	4 (略)	又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。	自立支援訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所	介護を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、	助を行う住居をいう。以下同じ。)及びケアホーム(共同生活	地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援	推進	3 グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の	1 • 2 (略)	二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	一 (略)	的事項	第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本	現行

ーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、 という。) 十月一日時点の施設入所者から一割以上削減することを基本とす に、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者数平成十七年 施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするととも 十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する において、 当該数値目標の設定に当たっては、 のうち、 福祉施設に入所している障害者 今後、 自立訓練事業等を利用 平成十七年十月一日時点の (以下「施設入所者」 その上で、 し、グループホ 平成二

祉法 引き続き入所しているもの 児施設等 を除いて設定するものとする。 基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に ことに留意する必要がある。 が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものである る者の数は、 -八歳以上の者に限る。) であって、 なお、 (昭和二十二年法律第百六十四号) 施設入所者数の設定に当たっては、 (以下「旧指定施設等」という。 グループホーム等での対応が困難な者等、 (以 下 また、 整備法による改正前の児童福 一継続入所者」という。 整備法による改正後の法に に規定する指定知的障害)に入所していた者 新たに施設 施設入所 へ入所す 0) 数

二·三 (略)

第三 (略)

別表第一・二(略)

別表第三

一•二 (略)

二 共同生活援助、施設入所支援

共同生活援助

福祉施設からグループホームへ

とを基本とする。 数平成十七年十月一日時点の施設入所者から一割以上削減するこ 月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行すること 標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十 上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値 ーム、 という。 において、 とするとともに、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者 ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、 福祉施設に入所している障害者 のうち、 今後、 自立訓練事業等を利用し、グループホ (以下「施設入所者」 その 目

続き入所しているもの 設等 いて設定するものとする。 く指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き 歳以上の者に限る。)であって、 に留意する必要がある。 に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであること る者の数は、 (昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する指定知的障害児施 なお、 (以下「旧指定施設等」という。 施設入所者数の設定に当たっては、 ケアホーム等での対応が困難な者等、 以下 また、 整備法による改正前の児童福祉法 「継続入所者」という。 整備法による改正後の法に基)に入所していた者 新たに施設へ入所 施設入所が真 の数を除 十八

二·三 (略)

第三 (略)

別表第一・二(略)

別表第三

一·二 (略)

二 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

共同生活援助

福祉施設からグループホーム又

四 (略)
施設入所支援
共同生活介護

傍線部分は改正 部分

者とする。	者とする。
として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる	として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる
合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者	合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者
同令第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場	同令第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場
居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び	居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び
(同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定	(同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定
関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項	関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項
律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に	律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
0)	0)
(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも	(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも
現行	改正案

— 匹 (略)

Ŧī.

重度訪問介護従業者養成研修

知的

障

.害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害

(重度の肢体不自由者又は重度

0

常時介護を要するものに対する入浴、 洗濯及び掃除等の家事、

事等の介護、 者であって、

調理、

当該障害者が行動す

排せつ及び食

〈 匹

(略)

五. 者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 をいう。 修であって、 護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研 時介護を要する障害者等に対する入浴、 調理、 重度訪問介護従業者養成研修 以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った 洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介 別表第二から別表第四までに定める内容以上のもの (重度の肢体不自由者であって常 排せつ及び食事等の介護

を有する障害者等に対して、 同行援護従業者養成研修 外出時において、 (視覚障害により、 、当該障害者等に同、移動に著しい困難

を有する障害者等に対して、

同行援護従業者養成研修

(視覚障害により、 外出時において、

移動に著しい

困難

当該障害者等に同

修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の

以下同じ。)の課程を修了し、

当該研

別表第二から別表第五までに定め

る内容以上のものをいう。

交付を受けた者

として行われる研修であって、

おける移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的 る際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時に

t 行し、 関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修で 術を習得することを目的として行われる研修であって、 以下同じ。 あって、 \mathcal{O} に定める内容以上のものをいう。 著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつ 該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 該 要な援護、 介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに 行動援護従業者養成研修 !研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証 当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために 移動に必要な情報の提供、 別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。 の課程を修了し、 外出時における移動中の介護等に関する知識及び技 (知的障害又は精神障害により行動 当該研修の事業を行った者から当 以下同じ。 移動の援護、)の課程を修了し、 排せつ及び食事等 別表第八

行し、

移動に必要な情報の提供、

移動の援護、

排せつ及び食事等

八~二十二(略)

書の交付を受けた者

別表第三 (第五号関係)

区分

科

(略

略目

実習

重度の肢体不自

由者の

供

現場での実習

ti 関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修で 明書の交付を受けた者 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の に定める内容以上のものをいう。 術を習得することを目的として行われる研修であって、 必要な援護、 著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものに 該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 以下同じ。 あって、 の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに 行動援護従業者養成研修 当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために 別表第五又は別表第六に定める内容以上のものをいう。 の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当 外出時における移動中の介護等に関する知識及び技 (知的障害又は精神障害により行動 以下同じ。)の課程を修了し、 別表第-証

八~二十二 (略)

別表第三 (第五号関係)

			F	るなりこ	另 家等二(第15字 関係)			
	時間数	備考	<u> </u>	区分	科目	時間数	備考	
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
-ビス提	11]	在宅等で	<i>,</i>	実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供	Ξ	在宅等で	
		生活する			現場での実習		生活する	
		障害支援					障害程度	
		区分五又					区分五又	
		は六であ					は六であ	
		る肢体不					る肢体不	
		自由者に					自由者に	

	別	$\overline{}$	別	الم						淀				誰	[구]	別	∌田	<u>~</u>								
区分	別表第七	(略)	別表第六	合計						演習				講義	区分	別表第五	味程を修	この表に	注	(略)						
科目	(第六号関係)		(第六号関係)		する実習	行動障害の背景にある特性の理解に関	ーションの理解に関する実習	行動障害がある者の固有のコミュニケ	する実習	基本的な情報収集と記録等の共有に関	術の基礎的な知識に関する講義	強度行動障害に関する制度及び支援技	関する講義	強度行動障害がある者の基本的理解に	科目	(第五号関係)	課程を修了した者を対象として行われるものとする。	この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の								
時間数				<u>-</u>		三五		二 五.		<u> </u>		三五		五五	時間数		する。	る内容以上		(略)						
備考															備考			一の研修の			むこと。	所以上含	場を一か	ス提供現	護サービ	対する介
区分科目時間	別表第六(第六号関係)	(略)	別表第五(第六号関係)													(新規)	課程を修了した者を対象として行われるものとする。	この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の	注)	(略)						
時間数 備考																		谷以上の研修の		(略)	むこと。	所以上含	場を一か	ス提供現	護サービ	対する介

(略) (略) (略) (略) (部) (部) (部) (部) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)	別表第八(第七号関係)	課程を修了した者を対象として行われるものとする。	この表に定める研修の課程は、別表第六に定める	(注)	(略)	(略) (略)
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)			⁹ る。	の内容以上		(略)	(略)
(第七号関係) (略)	(第七号関係) (略)				の研修の			(略)
	る。 内容以上 (略) (略)	(略)	(第七	課程を修了した者を対象として行われるものとす	研修の課程は、	注)	(略)	

(傍線部分は改正部分)

等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)第2条第2号に掲げ	等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第3号に掲げ
{ (2×障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準	{ (2×障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準
算式	算式
)及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。	の算式により算定する。
者を除く。以下同じ。)の数の平均値(以下「利用者の数」という。	均値(以下「利用者の数」という。) 及び障害支援区分に基づき、次
成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)第三号及び第四号に掲げる	十三号)第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。)の数の平
二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平	する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五
関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第	関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条の二に規定
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に	法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
る者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	る者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
、前年度の利用者(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受け	、前年度の利用者(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受け
令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ2回の平均障害程度区分は	令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(2(1)の平均障害支援区分は
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
八年厚生労働省令第百七十二号。) 第四条第一項第一号イ2(1)及び障	八年厚生労働省令第百七十二号。) 第四条第一項第一号イ2(1)及び障
く指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十	く指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十九条第一項第三号イ並びに	十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十九条第一項第三号イ並びに
律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成	律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成
号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。)第七十八条第一項第二	準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。)第七十八条第一項第二
づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法
現行	改正案
「信義音分に己宝音の	

る区分2に該当する利用者の数)+(3×<u>同条第4号</u>に掲げる区分3に該当する利用者の数)+(4×<u>同条第5号</u>に掲げる区分4に該当する利用者の数)+(5×<u>同条第6号</u>に掲げる区分5に該当する利用者の数)+(6×<u>同条第7号</u>に掲げる区分6に該当する利用者の数)}・利用者の数

る区分2に該当する利用者の数)+ (3×<u>同条第3号</u>に掲げる区分3に該当する利用者の数)+ (4×<u>同条第4号</u>に掲げる区分4に該当する利用者の数)+ (5×<u>同条第5号</u>に掲げる区分5に該当する利用者の数)+ (6×<u>同条第6号</u>に掲げる区分6に該当する利用者の数)}

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

現

行

大臣が定める基準 大臣が定める基準

特定事業所加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8) (略)

ロ・ハ (略)

二·三 (略)

四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1

の2の厚生労働大臣が定める基準

定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一におけ関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第一項に規管害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に

· 特定事業所加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8) (略)

(9)かくたん 出り 第二十条第一 三十以上であること。 喀痰吸引等を必要とする者」という。)の占める割合が百分の する者 十二年厚生省令第四十九号) 上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 護の利用者 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介 (当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉 (障害児を除く。) の総数のうち 項の登録を受けている場合に限る。 第一条各号に掲げる行為を必要と 障害程度区分五以 (昭 以下「 和

ロ・ハ (略)

二·三 (略)

(新設)

見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当て 奇声を出す」 かん発作の 切な行為」 る調査項目中 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ 「自らを傷つける行為」 頻 度 「コミュニケーション」 「突発的な行動」 (以 下 異食行動 「行動関連項目」 及び 「多動・ 他人を傷つける行為」 「過食・反すう等」並びにてん という。 行動停止 一説明 その行動関連項目が の理解」 について 「不安定な行 一大声 「不適 別表

五 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注

はめて算出した点数の合計が十点以上であること。

特定事業所加算(Ⅰ)

9の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) (9) (略)

あること。

ロ・ハ (略)

六| ~ 八|

(略)

生労働大臣が定める基準九の同行援護サービス費の注7の厚九の譲給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚

特定事業所加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8) (略)

上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五以⑨ 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援

介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注

兀

9

の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (9) (略)

○ 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度

ロ・ハ (略)

五~七 (略)

生労働大臣が定める基準八一介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚

イ 特定事業所加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8) (略)

上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以り 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援

の三十以上であること。

略

+| +| +| (略)

②の厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

第四号の規定を準用する。

十三 6 の厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表の第4の 1 0 行動援護サービス 費の 注

(1) (8) (略)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

特定事業所加算

 $\widehat{\mathbb{I}}$

護の利用者 の三十以上であること。 上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援 (障害児を除く。 の総数のうち障害支援区分五以

略

十四四 5 二 十 四 (略)

一十五 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービ

の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

九 +(略)

+ (2)の厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

あること。 欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上で 応じ、 という。)について、 関する調査項目並びにてんかん発作の頻度 認定調査票 関する省令 定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、 -3 -イ、 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の 6 (平成十八年厚生労働省令第四十号) (以下 4 | イ 「認定調査票」という。 別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に 7のツ及び7のナから7) における調査項目中6 (以 下 同令別表第二第一の 第一条第一項に規 0 「行動関連項目」 フまでの 判 定の基準等に 行動に

十二 介護給付費等単位数表の第4 6 の厚生労働大臣が定める基準 0) 1の行動援護サー ・ビス 費の注

特定事業所加算 $\widehat{\underline{I}}$

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (8) (略)

の三十以上であること。 上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分 護の利用者 の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援

口 (略)

十三~ (略)

二 十 四 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービ

三十二 介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める第二号の規定を準用する。	三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定める 第二号の規定を準用する。
基準	準
三十一 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める	三十 介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基
第三号の規定を準用する。	第三号の規定を準用する。
準	基準
三十 介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基	二十九 介護給付費等単位数表第10の10の注の厚生労働大臣が定める
第二号の規定を準用する。	第二号の規定を準用する。
基準	基準
二十九 介護給付費等単位数表第11の9の注の厚生労働大臣が定める	二十八 介護給付費等単位数表第10の9の注の厚生労働大臣が定める
第三号の規定を準用する。	第三号の規定を準用する。
基準	基準
二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める	二十七 介護給付費等単位数表第9の15の注の厚生労働大臣が定める
第二号の規定を準用する。	第二号の規定を準用する。
基準	基準
二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める	二十六 介護給付費等単位数表第9の14の注の厚生労働大臣が定める
第三号の規定を準用する。	
基準	
二十六 介護給付費等単位数表第9の12の注の厚生労働大臣が定める	(削除)
第二号の規定を準用する。	
基準	
二十五 介護給付費等単位数表第9の11の注の厚生労働大臣が定める	(削除)
上であること。	
点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以	
分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0	
行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区	第四号の規定を準用する。
ス費の注1の②の厚生労働大臣が定める基準	ス費の注1の②の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十二 る基準 介護給付費等単位数表第12の13の注1の厚生労働大臣が定め

(略)

移行準備支援体制加算

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1)• (2) (略)

(3)等単位数表第12の1のイの就労移行支援サービス費(1)につ |外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。 ては、 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、 就労支援単位ごとの職員の数が、 常勤換算方法で、 介護給付費 施

いては、

就労支援単位ごとの職員の数が、

常勤換算方法

につ 施

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める

第二号の規定を準用する。

三十四 介護給付費等単位数表第12の17の注の厚生労働大臣が定める

基準

第三号の規定を準用する。

三十五 第14の12の注の厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表の第12の13の注 2 第13の11の注及び

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(略

上とする。 ごとの職員の数が、 費に応じ、 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、 常勤換算方法で、 算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス それぞれ(1)から(4)までに掲げる数以 就労支援単位

(1)介護給付費等単位数表の第13の1のイの就労継続支援A型サ

(1)

介護給付費等単位数表の第4の1のイの就労継続支援A型サ

第三号の規定を準用する。

三十三 介護給付費等単位数表第13の13の注1の厚生労働大臣が定め

る基準

(略)

移行準備支援体制加算 $\widehat{\mathbb{I}}$

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) (2) (3)等単位数表第13の1のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ) 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、 (略) 介護給付費

三十四 設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める

第二号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める

第三号の規定を準用する。

三十六 第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表の第13の13の注2、 第 14 の11の注及び

次に掲げる基準のいずれにも該当すること

(略)

上とする。 費に応じ、 ことの職員の数が、算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、 常勤換算方法で、 それぞれ①から④までに掲げる数以 就労支援単位

・ビス費 Î 施設外就労利用者の数を七・ 五で除して得た

(2)介護給付費等単位数表の 第 13 \mathcal{O} 1 の 口 の就労継 続支援

(3)・ビス費 介護給付費等単位数表の第14の $\widehat{\mathbb{I}}$ 施設外就労利用者の数を十で除して得た数 1のイの就労継続支援B型サ

・ビス費

Î

施設外就労利用者の数を七・五で除して得た

(4)介護給付費等単位数表の第14の 1の口の就労継続支援B型サ

-ビス費 $\widehat{\mathbb{I}}$ 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

三十六 介護給付費等単位数表第13 |の15||の注の厚生労働大臣が定める

第二号の規定を準用する。

三十七 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める

第三号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14 の 17 の注の厚生労働大臣が定める

第二号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第4の18の注の厚生労働大臣が定める

基準

第三号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定める基

第二号の規定を準用する

四十一 介護給付費等単位数表第15 0 10 の注の厚生労働大臣が定める

第三号の規定を準用する

ービス費 Î 施設外就労利用者の数を七・五

で除

して得た

(2)介護給付費等単位数表の 第 14 \mathcal{O} 1 Ø 口 0 就労継 続支援 A 型 サ

ービス費 $\widehat{\mathbb{I}}$ 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(3)ービス費 (I) 介護給付費等単位数表の第15 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た の1のイの就労継続支援B型サ

(4)介護給付費等単位数表の第15の ビス費 $\widehat{\mathbb{I}}$ 施設外就労利用者の数を十で除して得た数 1の口の就労継続支援 B型サ

介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める

基準

三十七

第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める

第三号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める

四十

介護給付費等単位数表第15

の18の注の厚生労働大臣が定める基

第

一号の規定を準用する。

潍

第三号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める

第二号の規定を準用する。

兀 干二 介護給付費等単位数表第16の 10の注の厚生労働大臣が定める

第三号の規定を準用する。

																			ーション	コミュニケ 1.	目	行動関連項	別表第二	別表第一 (略)
																				.日常生活に支障がない		0点)
							できる	ション	ニケー	コミュ	方法で	以外の	3. 会話	できる	ション	ニケー	コミュ	あれば	の者で	2. 特定		1 点		
									ない	ンでき	ーショ	ユニケ	5. 7 ?	る	ンでき	ーショ	ユニケ	でコミ	の方法	4. 独自		2 点		
7	ı																						1 兄([月1月
7 の ツ												6 4 イ								6 - 3 - イ		行動関連項目	別表第二	別表第一 (略)
のツ 1. ない			きる。	明を理解で	なくても説	等)を用い	、絵カード	エスチャー	の方法(ジ	、言葉以外	においては	$\frac{1}{4}$					ができる。	に意思表示	法によらず	3		行動関連項目 0点	表第二	
1.		。とがある	きる。 きないこ	を理解	くても) を 用	絵カー	スチャ	方法(言葉以	おいて	-4-イ 1. 日常生				いことがあ	で	意	によ	-3-イ 1. 独自の			7表第二 7表第二 7. 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	

多動・行動 1. 支援が 2. 希に 3. 月に				要	援が必	必要 上の支	不要 支援が 1回以	異食行動 1. 支援が 2. 希に 3. 月に							援が必	必要 上の支	を出す 不要 支援が 1回以	大声・奇声 1. 支援が 2. 希に 3. 月に							説明の理解 1.理解できる
4. 週に				要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に						要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に					V	できな	2. 理解
5. ほぼ			が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ					が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ			きない	判断で	いるか	できて	3. 理解
7 の				1																					
F			7のハ				7 の ノ				7 の ネ				7のヌ				7 の ニ				7のナ		
1. ない	3 以上 1 回	! 希にあ	\mathcal{O}	以上	3. 月に1回	2. 希にある	\mathcal{O}	以上	3. 月に1回	2. 希にある	7のネ 1. ない	以上	3. 月に1回	2. 希にある	7のヌ 1. ない	以上	3. 月に1回	2. 希にある	\mathcal{O}	以上	3. 月に1回	2. 希にある	7のナ 1. ない	る	2. ときどきあ
ト 1. な	以 上 週 に 1	! 希 ! に あ	のハ 1. な		月 に 1	希にあ	の 1. な	以上	月 に 1	希にあ	のネ 1. な	以上	月 に 1	希にあ	のヌ 1. な	以上	月 に 1	希にあ	のニ 1. な	以上	月 に 1	希にあ	1. な	る	

不適切な行				ける行為	他人を傷つ					ける行為	自らを傷つ					動	不安定な行	停 止
1. 支援が				不要	1. 支援が					不要	1. 支援が					不要	1. 支援が	不 要
2. 希に			必要	支援が	2. 希に				必要	支援が	2. 希に				必要	支援が	2. 希に	必 支 要 援 が
3. 月 に	要	援が必	上の支	1 回 以	3. 月に		要	援が必	上の支	1 回 以	3. 月に		要	援が必	上の支	1 回 以	3. 月 に	要 援 上 1 が の 回 必 支 以
4. 週 に	要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に		要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に		要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に	要 援 上 1 が の 回 必 支 以
5. ほぼ	が必要	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ	が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ	が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ	が ジ 以 週 毎 形 大 日 の 日 (

			°)
			意見書による
以上	以上	以上	の頻度(医師
3. 週に1回	2. 月 に 1 回	1. 年に1回	てんかん発作
		以上	
		3. 月に1回	
	以上	2. 希にある	
5. ほぼ毎日	4. 週に1回	1. ない	7 の フ
		以上	
		3. 週に1回	
	以上	2. 希にある	

		てんかん					う等	過食・反す					動	突発的な行					為
		1. 年に1回以上					不要	1. 支援が					不要	1. 支援が					不要
		回以上				必要	支援が	2. 希に				必要	支援が	2. 希に				必要	支援が
				要	援が必	上の支	1 回 以	3. 月に		要	援が必	上の支	1 回 以	3. 月に		要	援が必	上の支	1 回 以
上	1 回 以	2. 月に		要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に		要	援が必	上の支	1 回 以	4. 週に		要	援が必	上の支	1 回 以
上	1 回 以	3. 週に	が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ	が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(5. ほぼ	が必要)支援	以上の	週 5 日	毎日(

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

号

現

行

る基準 援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 働大臣が定めるもの、 及び運営に関する基準 総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備 障害福祉サー 生労働大臣 施設障害福祉サー 者支援施設基準」という。 に関する基準 合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営 厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総 定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として して厚生労働大臣が定めるもの、 定する施設障害福 指定障害者支援施設基準」という。) 第四条第一項第一号イ⑶に規 運営に関する基準 祉サービス基準」という。 基づく指定障害福祉 障 「障害福祉サービス基準」という。 :害者の (平成十八年厚生労働省令第百七十一 上が定め 日 ビスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労 常生 (平成十八年厚生労働省令第百七十七号。 るもの ビスの提供に係るサービス管理を行う者として厚 祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者と 活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十八年厚生労働省令第百七十二号。 サービスの事業等の人員、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 (平成十八年厚生労働省令第百七十四号。 (以下)第五十条第一項第四号に規定する指定 第十一条第一 「サー 障害者の日常生活及び社会生活を)第十二条第一項第五号に規 ビス管理責任者」と総称する 項第一 号。 設備及び運営に関す 一号イ(3)に規定する 以下「指定障害福 以下 Ó 設備及び 以下 法 「障害 律 以

る基準 生労働大臣が定めるもの 施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚 者支援施設基準」という。 厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総 運営に関する基準 援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 働大臣が定めるもの、 障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労 祉サービス基準」という。 合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運 定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として 及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。 総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備 して厚生労働大臣が定めるもの、 定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者 指定障害者支援施設基準」という。) 第四条第一項第一号イ⑶に規 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 に関する基準 障害者 「障害福祉サービス基準」という。 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十八年厚生労働省令第百七十七号。 (平成十八年厚生労働省令第百七十二号。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 (以 下) 第五十条第一項第四号に規定する指 第十一条第一項第二号イ(3)に規定する 「サービス管理責任者」 障害者の日常生活及び社会生活)第十二条第一項第五号に規厚生労働省令第百七十四号。以 設備及び運営に関 以下 「指定障害福 と総称する 以下 設備及び 0 以下 法 障 に支 律 害 を 定 す

任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、サービス管理責任者は、①から⑤までに掲げるサービス管理責

任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ

サ

F,

ス 管

理

責任者は、

(1)から(5)までに掲げるサービス管理責

それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1)

(2)要件を満たす者であること。 る自立訓練 第十九号。 合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令 自立訓練 以下「規則」という。)第六条の六第二号に規定す (生活訓練) (生活訓 練 をいう。) (障害者の日常生活及び社会生活を総 共同生活援助一及び口の

(3) (5) (<u>-</u>) (略) (略

口~ホ (略)

| 二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同|| う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第|| 同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行 管理責任者として置くことができる。 三年以上である者であって、 等に関する省令 であって、 生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 る指定共同生活援助事業所が、 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 イの規定にかかわらず、 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく ビス基準第二百七条又は第 実務経験者を確保することができないものについては (平成十八年厚生労働省令第五十八号)に規定す イ(1) 一 a から c までの期間が通算して イ②口の規定を満たす者をサービス 適用日以後引き続き指定障害福祉 |百十三条の二に規定する指定共

、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1)

び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 援助一及び口の要件を満たす者であること。 第二号に規定する自立訓練 年厚生労働省令第十九号。 共同生活介護、 自立 訓 練 以下「規則」という。)第六条の六 (生活訓 (生活訓練) 練 をいう。)、 (障害者の 日常生活 (平成十八 共同生活

(<u>-</u>) (略)

(略)

(3) (5)

口~ホ

(略)

す者をサービス管理責任者として置くことができる。 期間が通算して三年以上である者であって、イ②口の規定を満た ものについては、イの規定にかかわらず、イ①〇 aからcまでの 生活援助事業所であって、 事業に係る指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項又は第 る指定共同生活援助事業所が、 等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)に規定す 活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 二百八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は指定共同 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく ビス基準第百三十七条又は第二百七条に規定する指定共同 実務経験者を確保することができな 適用日以後引き続き指定障害福! 生

生活住居 定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同 までの間については、 体型指定共同生活援助事業所にあっては、 ただし、 \mathcal{O} 平成二十一 入居定員の 年四月一 合計 イ2日の規定を満たすことを要しない 日から平成二十五年三月三十 体型指定共同 、これらの事業所の入 生活介護事業所又は (指 日

二・三 (略)

(略)

居定員の合計)が十人以上の場合を除く。)。

- 29 -

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号)

一 適正な手売の確呆 といっと、 といっ、 といっ	一 適正な手売の確呆 行 現 行 (傍線部分は改正部分)
一適正な手続の確保	一適正な手続の確保
(略)	(略)
イ (略)	イ (略)
ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二	ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二
十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から	十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。) から
文書により同意を得ること。	文書により同意を得ること。
ハ(略)	ハ (略)
二 (略)	二(略)

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項に規	準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項に規
定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者	定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者
として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する	として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する
者とする。	者とする。
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要	基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要
する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五	する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五
百二十三号)別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支	百二十三号)別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支
援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援	援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身
の度合にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに	の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに
準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者	準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者
二~四 (略)	二~四 (略)

(傍線部分は改正部分)

一~六 (略)

改

正

案

重度訪問介護サービス費」という。)の注4の厚生労働大臣が定める七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費(以下「一七

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、

第六号、

第十号、第十一号、

第十三号から第十五号まで、

第十八号又は第十九

第十四号又は第十五号第五号まで、

第七号

号に掲げる者から第十号まで、

八 (略)

臣が定める者という。)の注3本文及び注4本文の厚生労働大援護サービス費」という。)の注3本文及び注4本文の厚生労働大力、介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費(以下「同行力

次のいずれかに該当する者

者に限る。)、 号に掲げる者 六に規定する課程を修了した者に限る。)、 定める視覚障害者外出介護従業者養成研修 が定めるもの 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、 出介護従業者養成研修」という。) の課程に相当するものとして る廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣 八号、第十三号、第十八号、 た者から当該研修の課程を修了した旨の 居宅介護従業者基準第一条第六号 (居宅介護従業者基準第 (平成十八年厚生労働省告示第二百九号) 第二十一号 (視覚障害者外出介護従業者養成研修 第二十号(居宅介護従業者基準によ (居宅介護従業者基準別表第 一条第一号から第三号、 証明書の交付を受けた (以下「視覚障害者外 当該研修の事業を行 第十一号又は第十六 第三号に

一~六 (略)

現

行

重度訪問介護サービス費」という。)の注4の厚生労働大臣が定める介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費(以下「

者

号に掲げる者から第十五号まで、第十八号又は第十九号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号第五号まで、第八号号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号第五号まで、第八号居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第六号、第七

八 (略)

援護サービス費」という。)の注3本文及び注4本文の厚生労働大九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費(以下「同行

次のいずれかに該当する者臣が定める者

八号、 者に限る。 った者から当該研修の課程を修了した旨の 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、 出介護従業者養成研修」という。)の課程に相当するものとして 定める視覚障害者外出介護従業者養成研修 が定めるもの る廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣 号に掲げる者 五に規定する課程を修了した者に限る。 居宅介護従業者基準第一条第六号(居宅介護従業者基準別表第 第十三号、第十八号、 (居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号、 (平成十八年厚生労働省告示第二百九号) 第二十一号(視覚障害者外出介護従業者養成研修 第二十号(居宅介護従業者基準によ)、第十一号又は第十六 証明書の交付を受けた (以下「視覚障害者外 当該研修の事業を行 第三号に

ものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、 成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する た者に限る。 宅介護従業者基準別表第六に係るものに限る。 従業者基準第 三十日までの間 受けたものに限る。 業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を 成十八年十月一 けた者に限る。 を行った者から当該研修の課程を修了した旨の して都道府県知事が認 又は視覚障害者外出)に掲げる者に該当するものとみなす。 は、 条第六号に規定する同行援護従業者養成研修)又は第二十二号(視覚障害者外出介護従業者養 日以降に当該研修の課程を修了し、)に掲げる者にあっては、 居宅介護従業者基準第一条第六号 介護従業者養成研修の課程に相当するもの める研修の課程を修了 į 平成二十六年九月 証明書の交付を受 の課程を修了し 当該研修の 当該研修の (居宅介護 事 (居 亚 事

十~十二 (略)

従業者基準第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修 受けたものに限る。 成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、 ものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、 成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する けた者に限る。 を行った者から当該研修の課程を修了した旨の た者に限る。 宅介護従業者基準別表第五に係るものに限る。 三十日までの間は、 業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付 して都道府県知事が認める研修の課程を修了)又は第二十二号(視覚障害者外出 に掲げる者に該当するものとみなす。) 居宅介護従業者基準第一条第六号 に掲げる者にあっては、)の課程を修了 平成二十六年九月 証 当 明]該研修 当該研修の事 介護従業者 書の交付 (居宅介護 の事業 を受 (居 平 養

又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の

課程に相当するも

0

十~十二 (略)

- 33 -

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成十八年厚生労働省告示第

イ・ロ (略) 基準並びに所定単位数に乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注2 -			〜三 (略)	(略)	改 正 案	
五 (略) 五 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	(四)(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合 指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。)の従業者の 員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については 、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。 厚生労働大臣が定める従業者の員 数の基準 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 により、指定共同生活介護事業所 に最じる割合	護給	一~三(略)	(略)	現行	(傍線部分は改正部分) (原線部分は改正部分)

の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)

並びに所定単位数に乗じる割合の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業

イ・ロ (略)

並びに所定単位数に乗じる割合の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準元 介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注5の(1)

イ〜ハ (略)

基準並びに所定単位数に乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の七 介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5

イ・ロ (略)

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合注4の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の

イ・ロ (略)

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合注5の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員九 介護給付費等単位数表第4の1の就労継続支援B型サービス費の

イ・ロ(略

イ・

口

(略)

乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に十一介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注8

略)

員数の基準 | 乗じる割合 | 乗じる割合 | 操じる割合 | 単生労働大臣が定める従業者の | 厚生労働大臣が定める所定単位数に

の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)

イ・ロ (略)

並びに所定単位数に乗じる割合

並びに所定単位数に乗じる割合の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準と一介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)

イ〜ハ (略)

八

基準並びに所定単位数に乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の介護給付費等単位数表第33の1の就労移行支援サービス費の注5

イ・ロ (略)

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合注4の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の

イ・ロ (略)

数の基準並びに所定単位数に乗じる割合注5の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員十一介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の

数の基準厚生労働大臣が定める従業者の員

| に乗じる割合 | 厚生労働大臣が定める所定

			と。 任者の員数を満たしていないこ 任者の員数を満たしていないこ
		- -	ービス利用
		可分の比上	指定章手畐业サーゴス基準の見
		乗じる割合	員数の基準
		厚生労働大臣が定める所定単位数に	厚生労働大臣が定める従業者の
		ころによるものとする。	割合を同表の下欄に掲げるところによるも
		場合については、所定単位数に乗じる	掲げる員数の基準に該当する場合については
		。)の従業者の員数が次の表の上欄に	定共同生活援助事業所をいう。
		ビス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指	ビス基準第二百十三条の四第
		同生活援助事業所(指定障害福祉サー	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
		じる割合	数の基準及び所定単位数に乗じる割合
		①の厚生労働大臣が定める従業者の員	生活援助サービス費の注7の(1)
		15の1の2の外部サービス利用型共同	十一 介護給付費等単位数表第15
	المراع		員数を満たしていないこと。
	理責任者の員数を満たしていない	.,	援員又はサービス管理責任者の
	に置くべき世話人又はサービス管		業所に置くべき世話人、生活支
	により、指定共同生活援助事業所		定により、指定共同生活援助事
百分の七十	指定障害福祉サービス基準の規定	百分の七十	指定障害福祉サービス基準の規

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五 設備及び運営に関する基準第百七十

百五十三号)

る同令第二十二条に基づく指定障害	二に規定する厚生労働大臣が定める者等に関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条のに基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及ひ運営
障害者の日常生活	者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
	改正案

る基準 祉サービス基準」という。 害福祉サービス基準第百七十条の二に規定する厚生労働大臣が定め 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。)第百八十四条において準用する指定障 以下「指定障害福

行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者 二年厚生労働省告示第百七十七号)第二号に掲げる者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 (平成二十

(略

則第三条第一項第六号並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第 大臣が定める者 七号のイの 指定障害者支援施設基準第四条第一項第六号のイの(1)及び附 $\widehat{1}$ 及び附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働

介護給付費等単位数表第9の1の注1(3)に定める者

定める者等 そに子第二 条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が 活及び社会生活を総合的に支援するため ロ七十一条並びに第百八十四条において準用す 音福祉サービスの事業等の人員 現 設備及び運営 の法律

行

(傍線部分は改正部分)

条に規定する厚生労働大臣が定める者 いて準用する指定障害福祉サービス基準第二十二条及び第百四十四 祉サービス基準」という。) る基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 第百七十一条並びに第百八十四条にお 律に

二年厚生労働省告示第百七十七号)第二号に掲げる者 行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 (平成二十

(略)

兀 七号のイの 則第三条第一項第六号並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第 大臣が定める者 指定障害者支援施設基準第四条第一項第六号のイの (1) $\widehat{1}$ 及び附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働 及び附

介護給付費等単位数表第10の1の注1(3)に定める者

五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第9の1の注2の厚生一~四 (略) 正 案

労働大臣が定める者

継続して入所している者のうち、当該旧指定知的障害児施設等にのを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るも第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法

六~八 (略)

15の6の注の厚生労働大臣が定める者九 介護給付費等単位数表第9の11の注2、第11の5の9の注及び第

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等の上野な経過していないもの又はこれに準ずる者の医療及び観察等の上野な経過していないもの又はこれに準ずる者の医療及び観察等の三年を経過していないもの又はこれに準ずる者

る従業者 十一介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定め

かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置ー厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二

一~四 (略)

現

行

労働大臣が定める者 - 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生

継続して入所している者のうち、当該旧指定知的障害児施設等にのを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るも第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法

六~八 (略)

の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者九 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等

る従業者 - 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定め

かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二

定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ず養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規 る視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修

る視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ず 養成訓練規程 (昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規

了した者

見	
Ī	(傍
	ら線部分は改正部へ

	月谷
	主文人口
助又は一部介助を必要とする程度	について全介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援の
、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介	、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作
三 区分一 区分三及び区分二に該当しない程度であり、かつ、食事	三 区分一 区分三及び区分二に該当しない場合の支援の度合であり
	ずる支援の度合
有する程度又はこれらに準ずる程度	の度合、行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準
作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を	作について全介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援
二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動	二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動
	度合
又はこれらに準ずる程度	動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる支援の
作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度	作について全介助を必要とする場合における支援の度合、著しい行
一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動	一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動
度であると市町村が認める程度とする。	号に定める支援の度合であると市町村が認める支援の度合とする。
区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程	区分に該当する障害児に必要とされる支援の度合は、それぞれ当該各
注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各	注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各
三号)別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の	三号)別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の
費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十	費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十
づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する	づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス(平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号)

移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。	移行支援又は同条第十四項の就労継続支援とする。
度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労	度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労
十七年法律第百二十三号)第五条第七項の生活介護、同条第九項の重	十七年法律第百二十三号)第五条第七項の生活介護、同条第九項の重
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成
号)第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、	号)第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、
独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三	独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

援事業者、同令第百三十八条に規定する指定共同生活介護事業、同令第百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支	援事業者、同令第百五十六条に規定する指定自立訓練(機能訓、同令第百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支
関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)	関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)
第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者(医療機	第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者(医療機
う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)、同令	う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)、同令
百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者(医療機関が行	百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者(医療機関が行
第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第	第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第
、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令	、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令
及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者	及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者
介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護	介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護
事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅	事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅
同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの	同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの
項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は	項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は
る重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三	る重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三
条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定す	条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定す
営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第四	営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第四
律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運	律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運
8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
(1) ~ (7) (略)	(1) ~ (7) (略)
が定める者	が定める者
四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣	四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣
一〜四の三 (略)	一〜四の三(略)
第四 在宅医療	第四 在宅医療
第一~第三 (略)	第一~第三 (略)
現行	改正案

三条の 立訓練 機能訓練) 条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者、 る基準該当自立訓練 百八条に規定する指定共同生活援助事業者及び同令第二 項に規定する指定就労継続支援A型事業者、同令第二百一条 項に規定する指定就労移行支援事業者、 項に規定する指定就労継続支援B型事業者、 事業者、 兀 (生活訓練) 事業者、 規定する外部サー 同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練 事業者、 同令第百六十六条第一 (生活訓練) 事業者、同令第百七十五条第 同令第百七十二条第一項に規定す ビス利用型指定共同生活援助事業 同令第百八十六条第 項に規定する指定自 同令第二百三 同令第 百十

規定する指定就労継続支援A型事業者、

に規定する指定就労継続支援B型事業者、

規定する指定就労移行支援事業者、

該当自立訓練

(生活訓練)事業者、

同令第百七十五条第一項

に

同令第百八十六条第一項に

同令第二百一条第一項 同令第二百三条第一

(生活訓練) 事業者、同令第百七十二条第一項に規定する基準

同令第百六十六条第一項に規定する指定自

業者、 者、

同令第百五十六条に規定する指定自立訓練

(機

能 訓 (機 立訓:

練

事

訓練

能

練訓

同令第百六十三条に規定する基準該当自立

練

事業者、

(9)略

(10)及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者(同法第 律 う者を除く。 及び同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業を行 五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者 五条第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、 する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条 支援センターを経営する事業を行う者、 る移動支援事業を行う者、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための (平成十七年法律第百二十三号) 同条第一 一十五項に規定する地域活動 第五条第二十四項に規定す 同条第二十六項に規定 同条第二十

> (9)略

八条に規定する指定共同生活援助事業者

項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者及び同令第二百

(10)う者を除く。 及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行 五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、 及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者(同法第 する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条 支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十七項に規定 る移動支援事業を行う者、 律 六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための (平成十七年法律第百二十三号) 同条第二十六項に規定する地域活 第五条第二十五項に規定 同条第二十 す

五~八 (略)

第五~第十六 (略)

別表第一 ~第十 略

別表第

第十

略

第五~第十六 五~八

(略)

(略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者(平成二十二年厚生労働省 告示第百七十七号)

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
令(平成十八年政令第十号)第十七条第二号に規定する厚生労働大臣	令(平成十八年政令第十号)第十七条第二号に規定する厚生労働大臣
が定める者は、次の各号に掲げる者とする。	が定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一 (略)	一 (略)
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要	基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要
する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五	する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五
百二十三号)別表介護給付費等単位数表第11の8又は第12の8の精	百二十三号)別表介護給付費等単位数表第12の8又は第13の8の精
神障害者退院支援施設加算を算定される者	神障害者退院支援施設加算を算定される者

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚 生労働大臣が定める費用の額(平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号)

活住居費の基準費用額は、一万円とする)	の基準費用額は、一万円とする
令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第二号に規定する共同生	令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第二号に規定する居住費
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
用額として厚生労働大臣が定める費用の額	て厚生労働大臣が定める費用の額
令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費	令第二十一条第一項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額とし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

現

行

めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。 めるものづき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定 づき、指する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条の規定に基 する基準児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関 児童福

改

正

案

に該当するものであること。 して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれかもて五年以上である者、以下「実務経験者」という。)のいずれかが通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間

イ (略)

る業務に従事した期間 □ ○一から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ず

(一) · 二) (略)

規定する介護老人保健施設 介護保険法 二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設 祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター 支援するための法律第五条第十 以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福 八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設 (以 下 生活保護法 障害児入所施設、 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 「障害者支援施設」という。 (平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項に (昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 以下 一項に規定する障害者支援施設 「介護老人保健施設」 老人福祉法 第三十八条第 (昭和三十 に

めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条の規定に基児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関

に該当するものであること。して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれか者又は口からへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算が通算して五年以上である者、二の期間が通算して十年以上であるイの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間

イ (略)

る業務に従事した期間 □ □から回までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ず

(一·□(略)

規定する介護老人保健 介護保険法 祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター 以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福 八年法律第百三十三号) 第五条の三に規定する老人福祉 支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設 一項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設 (以下「障害者支援施設」という。)、 障害児入所施設、 生活保護法 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 (平成九年法律第百二十三号) (昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 施設 。 以 下 「介護老人保健施設」という 老人福祉法 第八条第二十七項に 第三十八条第 (昭 和三十 施設

別表第一	二 (略)	ハ~ト	<u>(PU</u>)
略		略)	略)

川表第一 (略) 二 (略) 四 (略)

- 47 -

現

行

第六十三号。 者として厚生労働大臣が定めるもの 定に基づき、 という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。 童 福祉 施 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う 以下「設備運営基準」という。 設 0 設 備及び運営に関する基準 (以下「児童発達支援管理責任者 昭 第四十九条第一項の規 和二 一十三年厚 生省令

改

正

案

いう。)であること。かつニの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」とて十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算し

ずる業務に従事した期間を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援の 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があ

(1) (2) (<u>略</u>)

(3)以下 二項に規定する救護施設及び同条第三 八年法律第百三十三号) 介護保険法 祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター 支援するための法律第五条第十 生活保護法 (以下「障害者支援施設」という。)、 障害児入所施設、 「老人福祉施設 (平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項に (昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 という。 第五条の三に規定する老人福祉施設 一項に規定する障害者支援施設 精神保健及び精神障害者福 一項に規定する更生施設、 老人福祉法 第三十八条第 (昭和三十

> 者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者 定に基づき、 第六十三号。 という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。 かつニの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」 いう。)であること。 て十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上 童福 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、 祉 施設の設備及び運営に関する基準 以下 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う 「設備運営基準」という。)第四十九条第一 (昭和二十三年厚 ハの期間が 項の規 通算 生省 لح

ずる業務に従事した期間を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があ

(1) · (2) (略)

(3)介護保険法 祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター 以下「老人福祉施設」という。)、 八年法律第百三十三号) 支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設 一項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設 (以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法 生活保護法 障害児入所施設、 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第二十七項に (昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 第五条の三に規定する老人福祉施設 精神保健及び精神障害者福 第三十八条第 昭 記和三十

。)、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援 規定する介護老人保健施設 センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる (以下「介護老人保健施設」という

(4) (6)

ロ〜ニ

二 5 五.

(略)

(略)

。)、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援 規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という

センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる

(4) (6)

(略)

<u>二</u> 5 五

ロ〜ニ (略)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス(平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三	独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三
号)第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害	号)第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害
者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七	者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七
年法律第百二十三号)第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪	年法律第百二十三号)第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪
問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項	問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項
の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の	の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項
就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援又は同条第十五項の共同	の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続
生活援助とする。	支援又は同条第十六項の共同生活援助とする。

援管理責任者」という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。 項の規定に基づき、 児 童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下 以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一 「児童発達支

- 年以上かつニの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三
- 準ずる業務に従事した期間 る者の日常生活の自立に関する相談に応じ、 (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障があ 助言、 指導その他の支援を行う業務(以下 「相談支援の業務」という。) その他これに

(1) (2) (略)

項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 第百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)、 祉施設」という。 下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下 (3)二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、 障害児入所施設、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以 同法第百十五条の四十六第一 介護保険法(平成九年法律 生活保護法 「老人福

和

- (4) (6)
- ロ〜ニ 略
- 略